

新 旧 対 照 表

(赤字・傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">届出保育施設等に対する指導監督要綱</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(指導監督の基準)</p> <p>第3条 この要綱に基づく指導監督は、認可外保育施設指導監督基準（「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日こ成保第206号子ども家庭庁成育局長通知）の別紙の別添。以下「指導監督基準」という。）により行う。ただし、福岡県知事（以下「知事」という。）が特に必要と認めた場合は、指導監督基準の一部を適用しないことができる。</p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p>(認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書)</p> <p>第9条 知事は、前条に基づく立入調査の結果、届出保育施設が指導監督基準の全項目について適合していることを確認した場合は、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（令和6年3月29日こ成保第218号子ども家庭庁成育局長通知）の別添様式）を交付するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">届出保育施設等に対する指導監督要綱</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(指導監督の基準)</p> <p>第3条 この要綱に基づく指導監督は、認可外保育施設指導監督基準（「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙の別添。以下「指導監督基準」という。）により行う。ただし、福岡県知事（以下「知事」という。）が特に必要と認めた場合は、指導監督基準の一部を適用しないことができる。</p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p>(認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書)</p> <p>第9条 知事は、前条に基づく立入調査の結果、届出保育施設が指導監督基準の全項目について適合していることを確認した場合は、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添様式）を交付するものとする。</p>

改正後

(別紙2：契約内容の交付書面様式)

利用に当たって

(契約者名) 様 年 月 日
(設置者名)

当保育施設は、以下の内容で保育サービスを提供いたします。

- ◇ 保育内容・料金
◇ 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額
◇ 提携する医療機関・所在地・提携内容
◇ その他条件等

※当保育施設の保育内容等に関する問い合わせ、苦情等の受付先は下記のとおりです。

(担当者氏名) (職名：)
(担当者連絡先) TEL
(受付時間)

施設の概要

- 施設の名称・所在地
○ 設置者氏名(名称)・住所(所在地)
○ 管理者(施設長)氏名

※当施設は児童福祉法第35条の認可を受けていない保育施設(届出保育施設)として、同法第59条の2に基づき福岡県への設置届出を義務付けられた施設です。

【設置届出先：福岡県(福祉労働部子育て支援課) TEL092-643-3258】

改正前

(別紙2：契約内容の交付書面様式)

利用に当たって

(契約者名) 様 年 月 日
(設置者名)

当保育施設は、以下の内容で保育サービスを提供いたします。

- ◇ 保育内容・料金
◇ 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額
◇ 提携する医療機関・所在地・提携内容
◇ その他条件等

※当保育施設の保育内容等に関する問い合わせ、苦情等の受付先は下記のとおりです。

(担当者氏名) (職名：)
(担当者連絡先) TEL
(受付時間)

施設の概要

- 施設の名称・所在地
○ 設置者氏名(名称)・住所(所在地)
○ 管理者(施設長)氏名・住所

※当施設は児童福祉法第35条の認可を受けていない保育施設(届出保育施設)として、同法第59条の2に基づき福岡県への設置届出を義務付けられた施設です。

【設置届出先：福岡県(福祉労働部子育て支援課) TEL092-643-3258】

改正後

様式第1号（第4条関係）

保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ

1 届出保育施設について

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事（指定都市市長、中核市市長を含む。以下同じ。）が認可している認可保育所以外のものを総称して「認可外保育施設」としていましたが、「認可外」という言葉に冷たい響きがあり、法律に違反するかの印象を与える文言であることから、福岡県管内の認可外保育施設については、平成21年4月から「認可外保育施設」という呼称は使わず、「届出保育施設」等としています。届出保育施設の開設に当たっては、以下の事項に留意してください。

2 設置後の届出について

児童福祉法により、届出保育施設を設置した場合は、事業開始の日から1か月以内に都道府県知事に対する届出が義務付けられています。都道府県知事が定める設置届にご記入のうえ、必ず1か月以内に届出をしてください。また、事業開始後、届出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届出が必要となりますので、ご注意ください。（児童福祉法第59条の2）

なお、上記届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合は過料が課せられる場合があります。（児童福祉法第62条の5）

（注）以下のいずれかに該当する施設は、届出対象外施設となります。ただし、届出対象施設と同様、福岡県による指導監督の対象となります。

- ① 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児のみを保育する施設（例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。）
- ② 親族間の預かり合い（利用者が四親等内の親族を対象。）
- ③ 親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の乳幼児の預かり
- ④ 半年を限度として臨時に設置される施設
- ⑤ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第3項に規定する連携施設を構成する保育機能施設（注：幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（上記施設を除く。）において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものは届出の対象となる。）

3 サービス内容の掲示等について

届出保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、サービス内容の掲示、利用者に対する契約内容等の説明及び利用者に対する契約内容等を記載した書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつ

改正前

様式第1号（第4条関係）

保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ

1 届出保育施設について

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事（指定都市市長、中核市市長を含む。以下同じ。）が認可している認可保育所以外のものを総称して「認可外保育施設」としていましたが、「認可外」という言葉に冷たい響きがあり、法律に違反するかの印象を与える文言であることから、福岡県管内の認可外保育施設については、平成21年4月から「認可外保育施設」という呼称は使わず、「届出保育施設」等としています。届出保育施設の開設に当たっては、以下の事項に留意してください。

2 設置後の届出について

児童福祉法により、届出保育施設を設置した場合は、事業開始の日から1か月以内に都道府県知事に対する届出が義務付けられています。都道府県知事が定める設置届にご記入のうえ、必ず1か月以内に届出をしてください。また、事業開始後、届出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届出が必要となりますので、ご注意ください。（児童福祉法第59条の2）

なお、上記届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合は過料が課せられる場合があります。（児童福祉法第62条の4）

（注）以下のいずれかに該当する施設は、届出対象外施設となります。ただし、届出対象施設と同様、福岡県による指導監督の対象となります。

- ① 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児のみを保育する施設（例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。）
- ② 親族間の預かり合い（利用者が四親等内の親族を対象。）
- ③ 親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の乳幼児の預かり
- ④ 一時預かり事業を行う施設
- ⑤ 病児保育事業を行う施設
- ⑥ 子育て援助活動支援事業の対象となる乳幼児
- ⑦ 半年を限度として臨時に設置される施設

⑧ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第3項に規定する連携施設を構成する保育機能施設（注：幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（上記施設を除く。）において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものは届出の対象となる。）

改正後

て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)の交付を行わなければなりません。(児童福祉法第 59 条の 2 の 2～4)

(1) サービス内容の揭示 (児童福祉法第 59 条の 2 の 2)

利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を揭示 及びインターネットを利用して公衆の閲覧に供する ことが必要です。

(揭示内容)

- ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・施設の名称及び所在地
- ・事業を開始した年月日
- ・開所している時間
- ・提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
- ・入所定員
- ・保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ・設置者及び職員に対する研修の受講状況 (児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する業務を目的とする施設、同条第 1 2 項に規定する業務を目的とする施設 (1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下のものに限る。)及び法第 6 条の 3 第 1 1 項に規定する業務を目的とする施設に限る。)
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・緊急時等における対応方法
- ・非常災害対策
- ・虐待の防止のための措置に関する事項
- ・施設の設置者について、過去に事業停止又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別 (受けたことがある場合には、その内容を含む。)

(2) 利用者に対する契約内容等の説明 (児童福祉法第 59 条の 2 の 3) (別紙 1)

利用者に対し、サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません。

(3) 契約時の書面等交付 (児童福祉法第 59 条の 2 の 4) (別紙 2)

利用契約が成立した時は、その利用者に対し、契約内容等を記載した書面等を交付することが必要です。

(書面等交付内容)

- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項

改正前

3 サービス内容の揭示等について

届出保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、サービス内容の揭示、利用者に対する契約内容等の説明及び利用者に対する契約内容等を記載した書面等 (その作成に代えて電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)の交付を行わなければなりません。(児童福祉法第 59 条の 2 の 2～4)

(1) サービス内容の揭示 (児童福祉法第 59 条の 2 の 2)

利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を揭示することが必要です。

(揭示内容)

- ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・施設の名称及び所在地
- ・事業を開始した年月日
- ・開所している時間
- ・提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
- ・入所定員
- ・保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ・設置者及び職員に対する研修の受講状況 (児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する業務を目的とする施設、同条第 1 2 項に規定する業務を目的とする施設 (1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下のものに限る。)及び法第 6 条の 3 第 1 1 項に規定する業務を目的とする施設に限る。)
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・緊急時等における対応方法
- ・非常災害対策
- ・虐待の防止のための措置に関する事項
- ・施設の設置者について、過去に事業停止又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別 (受けたことがある場合には、その内容を含む。)

(2) 利用者に対する契約内容等の説明 (児童福祉法第 59 条の 2 の 3) (別紙 1)

利用者に対し、サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません。

(3) 契約時の書面等交付 (児童福祉法第 59 条の 2 の 4) (別紙 2)

改正後

- ・施設の名称及び所在地
- ・施設の管理者の氏名
- ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

4 設備・運営等に係る基準

児童の安全確保等の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、「認可外保育施設指導監督基準」（別添）に適合しているとともに、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。

5 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

都道府県知事は、保育を目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

6 法的根拠

届出保育施設（届出対象外施設も含む。）であっても、児童福祉法に基づき都道府県知事が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第 59 条第 1 項）
この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第 62 条第 2 項第 6 号）

7 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第 59 条第 3 項～第 5 項）

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第 61 条の 4）

8 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

この文書の照会先
.....

改正前

利用契約が成立した時は、その利用者に対し、契約内容等を記載した書面等を交付することが必要です。

（書面等交付内容）

- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・施設の名称及び所在地
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

4 設備・運営等に係る基準

児童の安全確保等の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、「認可外保育施設指導監督基準」（別添）に適合しているとともに、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。

5 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

都道府県知事は、保育を目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

6 法的根拠

届出保育施設（届出対象外施設も含む。）であっても、児童福祉法に基づき都道府県知事が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第 59 条第 1 項）
この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第 62 条第 7 号）

7 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第 59 条第 3 項～第 5 項）

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第 61 条の 4）

8 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十

改正後

様式2 設置届出書別紙

(別紙(ただし、法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設を除く。))

令和 年 月 日現在						
①施設の名称						
②施設の所在地	〒		Tel			
	最寄り駅	線	駅	バス 徒歩	分 分	
③設置主体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体					
④設置者名						
⑤設置者住所	〒					
	Tel		メール アドレス			
⑥代表者名	(氏名)		(職名)			
⑦管理者名	(氏名)		(職名)			
⑧管理者住所	〒					
	Tel		メール アドレス			
⑨事業開始年月日	年 月 日					
⑩系列施設	有 (系列施設数 箇所〔直営店・FC〕うち都道府県内 箇所)				無	
⑪施設 ・ 設 備	専用設備	乳児室 ほふく室 保育室または遊戯室 調理室 医務室 児童用便所				
	室名	保育室等	乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室	
	室数	室	室	室	室	
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	
	室名	調理室	医務室	便所	その他	合計
	室数	室	室	室	m ²	m ²
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	便器	個				
	屋外遊戯場(園庭)	有 (m ²)	無	無の場合の公園など付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所		有・無
	建物の構造	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 れん瓦造	木造 その他 ()		建物の	階
建物の形態	専用建物 集合住宅 事務所ビル 業務用ビル その他 ()					
立地場所	住宅地 オフィス街 商店街 工業地 駅ビル・駅隣接 その他					
⑫開所時間	通常開所時間	時間外開所時間		備考		
	平日	: ~ :	: ~ :			
	土曜日	: ~ :	: ~ :			
	日・祝日	: ~ :	: ~ :			

⑬~⑳ (略)

改正前

様式2 設置届出書別紙

(別紙(ただし、法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設を除く。))

令和 年 月 日現在						
①施設の名称						
②施設の所在地	〒		Tel			
	最寄り駅	線	駅	バス 徒歩	分 分	
③設置主体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体					
④設置者名						
⑤設置者住所	〒					
	Tel		メール アドレス			
⑥代表者名	(氏名)		(職名)			
⑦管理者名	(氏名)		(職名)			
⑧管理者住所	〒					
	Tel		メール アドレス			
⑨事業開始年月日	年 月 日					
⑩系列施設	有 (系列施設数 箇所〔直営店・FC〕うち都道府県内 箇所)				無	
⑪施設 ・ 設 備	専用設備	乳児室 ほふく室 保育室または遊戯室 調理室 医務室 児童用便所				
	室名	保育室等	乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室	
	室数	室	室	室	室	
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	
	室名	調理室	医務室	便所	その他	合計
	室数	室	室	室	m ²	m ²
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	便器	個				
	屋外遊戯場(園庭)	有 (m ²)	無	無の場合の公園など付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所		有・無
	建物の構造	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 れん瓦造	木造 その他 ()		建物の	階
建物の形態	専用建物 集合住宅 事務所ビル 業務用ビル その他 ()					
立地場所	住宅地 オフィス街 商店街 工業地 駅ビル・駅隣接 その他					
⑫開所時間	通常開所時間	時間外開所時間		備考		
	平日	: ~ :	: ~ :			
	土曜日	: ~ :	: ~ :			
	日・祝日	: ~ :	: ~ :			

⑬~⑳ (略)

改正後

様式2 設置届出書別紙(居宅訪問型保育事業用)※事業者

(別紙：法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設用) (事業者)

令和 年 月 日現在

① 事業所の名称										
② 事業所の所在地	〒							Tel		分
	最寄り駅		線		駅	バス		徒歩		分
③ 設置主体	株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体 <u>その他()</u>									
④ 設置者名										
⑤ 設置者住所	〒									
	Tel							メール アドレス		
⑥ 代表者名	(氏名)				(職名)					
⑦ 管理者名	(氏名)				(職名)					
⑧ 管理者住所	〒									
	Tel							メール アドレス		
⑨ 事業開始年月日	年 月 日									
⑩ 系列事業所	有 (系列事業所数 箇所〔直営店・FC〕うち都道府県内 箇所)									無
⑪ 保育提供可能時間	通常保育提供可能時間		時間外保育提供可能時間		備考					
	平日	: ~ :	: ~ :							
	土曜日	: ~ :	: ~ :							
	日・祝日	: ~ :	: ~ :							
⑫ 提供するサービス内容	・月極契約	(対象年齢	歳	~	歳)	※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。 ※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。				
	・定期契約	(")	歳	~	歳)					
	・一時預かり	(")	歳	~	歳)					
	・夜間保育	(")	歳	~	歳)					
	・24時間保育	(")	歳	~	歳)					
・()	(")	歳	~	歳)						
⑬ 利用料金設定状況	月単位	週単位	日単位	時間単位	日中夜間別					
	所得別	その他()	設定なし							

⑭-1~⑳ (略)

改正前

様式2 設置届出書別紙(居宅訪問型保育事業用)

(別紙：法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設用)

令和 年 月 日現在

① 事業所の名称										
② 事業所の所在地	〒							Tel		分
	最寄り駅		線		駅	バス		徒歩		分
③ 設置主体	<u>個人</u> 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体									
④ 設置者名										
⑤ 設置者住所	〒									
	Tel							メール アドレス		
⑥ 代表者名	(氏名)				(職名)					
⑦ 管理者名	(氏名)				(職名)					
⑧ 管理者住所	〒									
	Tel							メール アドレス		
⑨ 事業開始年月日	年 月 日									
⑩ 系列施設	有 (系列施設数 箇所〔直営店・FC〕うち都道府県内 箇所)									無
⑪ 保育提供可能時間	通常保育提供可能時間		時間外保育提供可能時間		備考					
	平日	: ~ :	: ~ :							
	土曜日	: ~ :	: ~ :							
	日・祝祭日	: ~ :	: ~ :							
⑫ 提供するサービス内容	・月極契約	(対象年齢	歳	~	歳)	※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。 ※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。				
	・定期契約	(")	歳	~	歳)					
	・一時預かり	(")	歳	~	歳)					
	・夜間保育	(")	歳	~	歳)					
	・24時間保育	(")	歳	~	歳)					
・()	(")	歳	~	歳)						
⑬ 利用料金設定状況	月単位	週単位	日単位	時間単位	日中夜間別					
	所得別	その他()	設定なし							

⑭-1~⑳ (略)

改正後

改正前

② 事業所に在籍している保育従事者数	人
注：以下の内訳を記載するにあたって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については有資格者の欄に計上すること。	
(内訳) ・保育士	人
・看護師・准看護師	人
・居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者	人
・子育て支援員研修（地域保育コース）修了者	人
・家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者	人
・基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。）を修了した者	人
（研修名：	人
・保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者	人
（うち、採用した日から1年を超えていない者	人
資格取得または研修受講予定年月日 年 月 日	

② 事業所に在籍している保育従事者数	人
注：以下の内訳を記載するにあたって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については有資格者の欄に計上すること。	
(内訳) ・保育士	人
・看護師・准看護師	人
・居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者	人
・子育て支援員研修（地域保育コース）修了者	人
・家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者	人
・基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。）を修了した者	人
（研修名：	人
・保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者	人
（うち、採用した日から1年を超えていない者	人

② 職員の研修等の参加状況	参加（研修名等： 年 月 参加者数（名）	無
	（研修名等： 年 月 参加者数（名）	
	（研修名等： 年 月 参加者数（名）	

② 職員の研修等の参加状況	参加（研修名等： 年 月 参加者数（名）	無
	（研修名等： 年 月 参加者数（名）	
	（研修名等： 年 月 参加者数（名）	

* 複数の保育に従事する者を雇用しているもの場合、「うち、採用した日から1年を超えていない者」については、認可外保育施設指導監督基準第1の2②イの基準を満たすには、採用後1年以内に研修を修了する必要があることに留意すること。

* 複数の保育に従事する者を雇用しているもの場合、「うち、採用した日から1年を超えていない者」については、認可外保育施設指導監督基準第1の2②イの基準を満たすには、採用後1年以内に研修を修了する必要があることに留意すること。

② 子どもの預かりサービスのマッチングサイトへの登録状況	マッチングサイトへの登録 有 ・ 無		
	→登録がある場合、マッチングサイト名およびURL		
	サイト名	URL	
	サイト名	URL	

② 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL	
----------------------------	--

② 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	有 ・ 無	(有の場合、その命令の内容)
		事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 (: 年 月 日)

② 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	有 ・ 無	(有の場合、その命令の内容)
		事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 (: 年 月 日)

- (添付書類)
- 1 (利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合) 利用形態別・年齢別料金がわかる書類
 - 2 有資格者（保育士、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
 - 3 認可外保育施設指導監督基準第1の2（2）で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
 - 4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類

- (添付書類)
- 1 (利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合) 利用形態別・年齢別料金がわかる書類
 - 2 有資格者（保育士、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
 - 3 認可外保育施設指導監督基準第1の2（2）で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
 - 4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類

記載上の注意

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・株式会社……株式会社が設置するもの。
- ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
- ・NPO法人……特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
- ・その他法人……上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
- ・任意団体……保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。

【③】 ・その他…上記以外の場合、具体的に記載してください。

【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。

【⑦】 管理者名は、事業所長等貴事業所における責任者の氏名及び職名を記入してください。

【⑩】 系列事業所数は、届出事業所を含めた数を記入し、届出事業所の所在する都道府県内にある系列事業所数を内数として記入してください。

【⑪】 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外保育提供可能時間は、通常の保育提供可能時間外で、利用者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入してください。

【⑫】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴事業所において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

<月極契約>

利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

<定期契約>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

<一時預かり>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>

午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

【⑬】 利用料金の設定として、当てはまるものを○で囲んでください。

【⑭-1】 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑭-2】 利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑮】 定員について特に定めがない場合には、貴事業所において職員配置等を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

【⑯】 届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含まれます。「学童」は届出年月日の前日にあずかった小学生以上の児童数を記入してください。

【⑰】 保険加入状況については、利用児童に関する保険に限定し、事業所設備に対する火災保険等は含まないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

【⑱】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

記載上の注意

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人……個人が設置するもの。
- ・株式会社……株式会社が設置するもの。
- ・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
- ・NPO法人……特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
- ・その他法人……上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
- ・任意団体……保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。

【③】

【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。

【⑦】 管理者名は、事業所長等貴事業所における責任者の氏名及び職名を記入してください。

【⑩】 系列事業所数は、届出事業所を含めた数を記入し、届出事業所の所在する都道府県内にある系列事業所数を内数として記入してください。

【⑪】 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外保育提供可能時間は、通常の保育提供可能時間外で、利用者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入してください。

【⑫】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴事業所において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

<月極契約>

利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

<定期契約>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

<一時預かり>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>

午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

【⑬】 利用料金の設定として、当てはまるものを○で囲んでください。

【⑭-1】 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑭-2】 利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑮】 定員について特に定めがない場合には、貴事業所において職員配置等を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

【⑯】 届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含まれます。「学童」は届出年月日の前日にあずかった小学生以上の児童数を記入してください。

【⑰】 保険加入状況については、利用児童に関する保険に限定し、事業所設備に対する火災保険等は含まないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

【⑱】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

改正後

改正前

様式2 設置届出書別紙(居宅訪問型保育事業用)※個人

新規

【別紙・法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設用】(個人)

令和 年 月 日現在

① 事業所の名称			
② 事業所の所在地	〒		Tel
			(「ここdeサーチ」へ電話番号 掲載希望 <input type="checkbox"/>)
	最寄り駅	線	駅
③ 設置者名 (管理者名)			
④ 設置者住所	〒		
	Tel		
⑤ 事業開始年月日	年 月 日		
⑥ 保育提供可能時間	通常保育提供可能時間	時間外保育提供可能時間	備考
	平日	～	～
	土曜日	～	～
	日・祝日	～	～
⑦ 提供する サービス内容	・ 月極契約 (対象年齢 歳 ～ 歳)	※1) 0歳児の場合は、月 齢まで記入すること。	
	・ 定期契約 (〃 歳 ～ 歳)		
	・ 一時預かり (〃 歳 ～ 歳)		
	・ 夜間保育 (〃 歳 ～ 歳)	※2) サービスの内容は、 「記載上の注釈」に より分類すること。	
	・ 24時間保育 (〃 歳 ～ 歳)		
・ () (〃 歳 ～ 歳)			

改正後

改正前

⑩ 保険加入状況	加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他()
	<small>※保険契約書別添</small>	保険事故 (内容)	
	未加入	保険金額	
⑪ 提携医療機関	機関名		
	所在地		
	電話番号		
	提携内容		

⑫ 保有する資格等 (該当するものにチェックを入れること)

- (内訳) 保育士
 看護師・准看護師
 居宅訪問型保育研修 (基礎研修) 修了者
 子育て支援員研修 (地域保育コース) 修了者
 家庭的保育者等研修 (基礎研修) 修了者
 (公社) 全国保育サービス協会 認定ベビーシッター
 基準で定めるその他の研修 (都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。) を修了した者
(研修名:)
 保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者 (資格取得または研修受講予定日 年 月)

⑬ 研修等の受講状況 (該当するものにチェックを入れ、直近5年間の受講時期を記載すること)	研修名		受講時期	受講無し <input type="checkbox"/>
			年 月	
	<input type="checkbox"/>	居宅訪問型保育基礎研修	年 月	
	<input type="checkbox"/>	子育て支援員研修 (地域保育コース)	年 月	
	<input type="checkbox"/>	家庭的保育基礎研修	年 月	
	<input type="checkbox"/>	(公社) 全国保育サービス協会 ベビーシッター養成研修及び現任研修	年 月	
	<input type="checkbox"/>	その他 ()	年 月	

⑭ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトへの登録状況

マッチングサイトへの登録 有 ・ 無
 →登録がある場合、マッチングサイト名およびURL

サイト名	URL
サイト名	URL
サイト名	URL

⑮ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別 (受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)

有 ・ 無

(有の場合、その命令の内容)
 事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令
 その命令を行った都道府県等名及び年月日
 (; 年 月 日)

- (添付書類)
- 1 (利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合) 利用形態別・年齢別料金がわかる書類
 - 2 有資格者 (保育士、看護師・准看護師) について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
 - 3 認可外保育施設指導監督基準第1の2 (2) で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
 - 4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供されるサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類

改正後

改正前

記載上の注意

- 【①】 居宅訪問型保育を行う者の氏名または名称を記入してください。
- 居宅訪問型保育を行う者の居住地の住所・電話番号（ご連絡先）を記入してください。
（※個人の場合、「ここdeサーチ」に掲載されるのは市町村名までです。電話番号については「ここdeサーチ」に掲載を希望する場合は✓を入れてください。）
- 【③】 設置者名（管理者名）を記入してください。①と同一の場合も記載をしてください。
- 【④】 ②の事業所の名称と同じ場合は記入不要です。
- 【⑤】 事業を開始した年月日を記入してください。
- 【⑥】 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外保育提供可能時間は、通常の保育提供可能時間外で、利用者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入してください。
- 【⑦】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴事業所において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

 - <月極契約>
利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。
 - <定期契約>
利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）
 - <一時預かり>
利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。
 - <夜間保育>
午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。
 - <24時間保育>
24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。
- 【⑧-1】 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。
- 【⑧-2】 利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。
- 【⑨】 届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みます。「学童」は届出年月日の前日にあなかった小学生以上の児童数を記入してください。
- 【⑩】 保険加入状況については、利用児童に関する保険に限定し、事業所設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。
- 【⑪】 （掲載している場合は）提携医療機関について、具体的な提携内容を記入してください。
- 【⑫】 保育に従事する職員の資格取得日並びに認可外保育施設指導監督基準第1の2（2）で定める研修の修了年月について記入してください。なお、無資格又は研修未受講の場合は、資格取得又は研修受講の予定月について記入してください。
- 【⑬】 研修等の直近5年間の参加状況について記入してください。
- 【⑭】 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する事業所においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、事業所自らのウェブサイトを利用して、保護者と事業所とが相互に連絡する場合は除きます。
- 【⑮】 事業停止命令又は施設閉鎖命令は、法第59条第5項に規定する命令であり、法第59条の2に規定する業務を目的とする施設に対するものに限ります。

改正後

様式第5号（第7条・法第59条、法第59条の2の5関係）

番 号
日 付

（施設設置者、管理者） 殿

〇〇保健福祉（環境）事務所長 印

運営状況について（照会）

貴殿の設置（管理）する〇〇〇について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項及び59条の2の5の規定に基づき、別紙により当職あて 月 日までご報告ください。

なお、正当な理由がないのに、報告がない場合は、児童福祉法第62条第2号第6号の規定により、罰則が適用される場合があります。

また、次のような事例が生じた場合についても、速やかにご報告ください。

- （1）責任の所在の如何を問わず、施設の管理下において重大な事故が生じた場合（死亡事案、重傷事案、食中毒事案等）
- （2）当該施設に24時間、かつ、週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合

おって、児童福祉法の趣旨、仕組み等は参考のとおりですので、ご承知おき願います。

（参考）

保育を行うことを目的とする施設の運営に対する指導監督について

1 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

児童の安全確保等の観点から、都道府県知事は、保育を行うことを目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

改正前

様式第5号（第7条・法第59条、法第59条の2の5関係）

番 号
日 付

（施設設置者、管理者） 殿

〇〇保健福祉（環境）事務所長 印

運営状況について（照会）

貴殿の設置（管理）する〇〇〇について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項及び59条の2の5の規定に基づき、別紙により当職あて 月 日までご報告ください。

なお、正当な理由がないのに、報告がない場合は、児童福祉法第62条第7号の規定により、罰則が適用される場合があります。

また、次のような事例が生じた場合についても、速やかにご報告ください。

- （1）責任の所在の如何を問わず、施設の管理下において重大な事故が生じた場合（死亡事案、重傷事案、食中毒事案等）
- （2）当該施設に24時間、かつ、週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合

おって、児童福祉法の趣旨、仕組み等は参考のとおりですので、ご承知おき願います。

（参考）

保育を行うことを目的とする施設の運営に対する指導監督について

1 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

児童の安全確保等の観点から、都道府県知事は、保育を行うことを目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

改正後

2 法的根拠

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事の認可を受けていないものについても、児童福祉法に基づき、都道府県知事が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に対して協力いただくこととなっております。（児童福祉法第 59 条第 1 項、第 59 条の 2 の 5）

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第 62 条 第 2 号第 6 号）

3 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第 59 条第 3 項～第 5 項）

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第 61 条の 4）

4 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

なお、消防部局、衛生部局等においても消防法、食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの部局から指導を受けた場合には、これに従って改善措置をとる必要があることにも留意してください。

この文書の照会先

.....

改正前

2 法的根拠

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事の認可を受けていないものについても、児童福祉法に基づき、都道府県知事が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に対して協力いただくこととなっております。（児童福祉法第 59 条第 1 項、第 59 条の 2 の 5）

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第 62 条 第 7 号）

3 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第 59 条第 3 項～第 5 項）

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第 61 条の 4）

4 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

なお、消防部局、衛生部局等においても消防法、食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの部局から指導を受けた場合には、これに従って改善措置をとる必要があることにも留意してください。

この文書の照会先

.....

改正後

様式5 運営状況報告別紙

運営状況報告					
令和 年 月 日現在					
① 施設の名称					
② 施設の所在地	〒			Tel	
	最寄り駅	線	駅	バス 徒歩	分 分
③ 設置主体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体				
④ 設置者名					
⑤ 設置者住所	〒				
	Tel			メール アドレス	
⑥ 代表者名	(氏名)			(職名)	
⑦ 管理者名	(氏名)			(職名)	
⑧ 管理者住所	〒				
	Tel			メール アドレス	
⑨ 事業開始年月日	年 月 日				
⑩ 系列施設	有 (系列施設数 箇所〔直営店・FC〕うち都道府県内 箇所)				無
⑪ 開所時間	通常開所時間	時間外開所時間		備考	
	平日	: ~ :	: ~ :		
	土曜日	: ~ :	: ~ :		
	日・祝日	: ~ :	: ~ :		
⑫ 提供するサービス内容	・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳)	※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。 ※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。			
	・定期契約 (" 歳 ~ 歳)				
	・一時預かり (" 歳 ~ 歳)				
	・夜間保育 (" 歳 ~ 歳)				
	・24時間保育 (" 歳 ~ 歳)				
・ () (" 歳 ~ 歳)					
⑬ 利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中・夜間別	所得別 その他 () 設定なし			

⑭~⑮ (略)

改正前

様式5 運営状況報告別紙

運営状況報告					
令和 年 月 日現在					
① 施設の名称					
② 施設の所在地	〒			Tel	
	最寄り駅	線	駅	バス 徒歩	分 分
③ 設置主体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体				
④ 設置者名					
⑤ 設置者住所	〒				
	Tel			メール アドレス	
⑥ 代表者名	(氏名)			(職名)	
⑦ 管理者名	(氏名)			(職名)	
⑧ 管理者住所	〒				
	Tel			メール アドレス	
⑨ 事業開始年月日	年 月 日				
⑩ 系列施設	有 (系列施設数 箇所〔直営店・FC〕うち都道府県内 箇所)				無
⑪ 開所時間	通常開所時間	時間外開所時間		備考	
	平日	: ~ :	: ~ :		
	土曜日	: ~ :	: ~ :		
	日・祝日	: ~ :	: ~ :		
⑫ 提供するサービス内容	・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳)	※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。 ※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。			
	・定期契約 (" 歳 ~ 歳)				
	・一時預かり (" 歳 ~ 歳)				
	・夜間保育 (" 歳 ~ 歳)				
	・24時間保育 (" 歳 ~ 歳)				
・ () (" 歳 ~ 歳)					
⑬ 利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中・夜間別	所得別 その他 () 設定なし			

⑭~⑮ (略)

改正後

様式5 運営状況報告別紙(居宅訪問型保育事業用)※事業者

運営状況報告

○法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設用 (事業者) 令和 年 月 日現在

① 事業所の名称			
② 事業所の所在地	〒		Tel
	最寄り駅	線	駅 バス 徒歩
③ 設置主体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体		
④ 設置者名			
⑤ 設置者住所	〒		
	Tel		メールアドレス
⑥ 代表者名	(氏名)		(職名)
⑦ 管理者名	(氏名)		(職名)
⑧ 管理者住所	〒		
	Tel		メールアドレス
⑨ 事業開始年月日	年 月 日		
⑩ 系列事業所	有 (系列事業所数 箇所 [直営店・FC] うち都道府県内 箇所)		無
⑪ 保育提供可能時間	通常保育提供可能時間	時間外保育提供可能時間	備考
	平日	: ~ :	: ~ :
	土曜日	: ~ :	: ~ :
	日・祝日	: ~ :	: ~ :
⑫ 提供するサービス内容	・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳)	※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。	
	・定期契約 (" 歳 ~ 歳)		
	・一時預かり (" 歳 ~ 歳)		
	・夜間保育 (" 歳 ~ 歳)	※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。	
	・24時間保育 (" 歳 ~ 歳)		
⑬ 利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中夜間別		
	所得別 その他 ()	設定なし	

⑭-1~⑰ (略)

改正前

様式5 運営状況報告別紙(居宅訪問型保育事業用)※事業者

運営状況報告

○法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設用 令和 年 月 日現在

① 事業所の名称			
② 事業所の所在地	〒		Tel
	最寄り駅	線	駅 バス 徒歩
③ 設置主体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体		
④ 設置者名			
⑤ 設置者住所	〒		
	Tel		メールアドレス
⑥ 代表者名	(氏名)		(職名)
⑦ 管理者名	(氏名)		(職名)
⑧ 管理者住所	〒		
	Tel		メールアドレス
⑨ 事業開始年月日	年 月 日		
⑩ 系列施設	有 (系列施設数 箇所 [直営店・FC] うち都道府県内 箇所)		無
⑪ 保育提供可能時間	通常保育提供可能時間	時間外保育提供可能時間	備考
	平日	: ~ :	: ~ :
	土曜日	: ~ :	: ~ :
	日・祝祭日	: ~ :	: ~ :
⑫ 提供するサービス内容	・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳)	※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。	
	・定期契約 (" 歳 ~ 歳)		
	・一時預かり (" 歳 ~ 歳)		
	・夜間保育 (" 歳 ~ 歳)	※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。	
	・24時間保育 (" 歳 ~ 歳)		
⑬ 利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中夜間別		
	所得別 その他 ()	設定なし	

⑭-1~⑰ (略)

改正後

⑳ 事業所に在籍している保育従事者数	人
注：以下の内訳を記載するにあたって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については有資格者の欄に計上すること。	
(内訳) ・保育士	人
・看護師・准看護師	人
・居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者	人
・子育て支援員研修（地域保育コース）修了者	人
・家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者	人
・基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。）を修了した者 (研修名：)	人
・保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者 (うち、採用した日から1年を超えていない者)	人
無資格または研修未受講の理由 ()	人

* 複数の保育に従事する者を雇用しているもの場合、「うち、採用した日から1年を超えていない者」については、認可外保育施設指導監督基準の第1の2②イの基準を満たすには、採用後1年以内に研修を修了する必要があることに留意すること。

⑳ 保険加入状況	加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他 ()	
	※保険契約書別添	保険事故(内容)		
	未加入	保険金額		
㉑ 提携医療機関	機関名			
	所在地			
	電話番号			
	提携内容			
㉒ 保育の計画策定		有 (年間・月案・週案・デイリープログラム・行事予定・保育目標)	無	
㉓ 職員の研修等の参加状況	参加 (研修名等：)	年 月	参加者数 (名)	無
	(研修名等：)	年 月	参加者数 (名)	
	(研修名等：)	年 月	参加者数 (名)	

㉕ 研修の実施状況	保育従事者の質の向上を図る研修を定期的実施 (年 回)	未実施		
㉖ 安全管理・事故防止の取組状況	安全管理・事故防止のための研修を定期的実施している (年 回)	有	無	
	安全管理・事故防止の手順やマニュアルを整備し、職員に周知している	有	無	
	消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がとれるようにしている	有	無	
㉗ 保護者との連絡状況	連絡帳の作成	有	無	
	緊急連絡表の作成	有	無	
	その他 ()	有	無	
㉘ 保護者及び利用希望者の事前の面接	実施	未実施		
㉙ 利用開始時の健康状態観察	有 (体温 排便 食事 睡眠 顔ぼう その他)	無		
㉚ 利用開始時の個別検査	有 (服装 外傷 清潔 他)	無		
㉛ 児童の健康診断	利用開始時	診断書の提出	母子健康手帳で確認	未実施
	利用開始後	診断書の提出	母子健康手帳で確認	未実施

改正前

⑳ 事業所に在籍している保育従事者数	人
注：以下の内訳を記載するにあたって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については有資格者の欄に計上すること。	
(内訳) ・保育士	人
・看護師・准看護師	人
・居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者	人
・子育て支援員研修（地域保育コース）修了者	人
・家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者	人
・基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。）を修了した者 (研修名：)	人
・保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者 (うち、採用した日から1年を超えていない者)	人

* 複数の保育に従事する者を雇用しているもの場合、「うち、採用した日から1年を超えていない者」については、認可外保育施設指導監督基準の第1の2②イの基準を満たすには、採用後1年以内に研修を修了する必要があることに留意すること。

⑳ 保険加入状況	加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他 ()	
	※保険契約書別添	保険事故(内容)		
	未加入	保険金額		
㉑ 提携医療機関	機関名			
	所在地			
	電話番号			
	提携内容			
㉒ 保育計画の策定		有 (年間・月案・週案・デイリープログラム・行事予定・保育目標)	無	
㉓ 職員の研修等の参加状況	参加 (研修名等：)	年 月	参加者数 (名)	無
	(研修名等：)	年 月	参加者数 (名)	
	(研修名等：)	年 月	参加者数 (名)	

㉕ 研修の実施状況	保育従事者の質の向上を図る研修を定期的実施 (年 回)	未実施		
㉖ 安全管理・事故防止の取組状況	安全管理・事故防止のための研修を定期的実施している (年 回)	有	無	
	安全管理・事故防止の手順やマニュアルを整備し、職員に周知している	有	無	
	消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がとれるようにしている	有	無	
㉗ 保護者との連絡状況	連絡帳の作成	有	無	
	緊急連絡表の作成	有	無	
	その他 ()	有	無	
㉘ 保護者及び利用希望者の事前の面接	実施	未実施		
㉙ 利用開始時の健康状態観察	有 (体温 排便 食事 睡眠 顔ぼう その他)	無		
㉚ 利用開始時の個別検査	有 (服装 外傷 清潔 他)	無		
㉛ 児童の健康診断	利用開始時	診断書の提出	母子健康手帳で確認	未実施
	利用開始後	診断書の提出	母子健康手帳で確認	未実施

改正後

㉔ ケガや病気の時の措置	保護者への連絡 医療機関への受診 その他 ()		
㉓ 職員の健康診断	採用時	実施 (事業所で実施 診断書の提出 その他)	未実施
	採用後	実施 (事業所で実施 診断書の提出 その他)	未実施
㉒ 検便	実施 (毎月 隔月 回/年)		未実施
㉑ 乳幼児突然死症候群に対する注意	睡眠中の乳幼児のきめ細かな観察	実施	未実施
	仰向け寝	実施	未実施
	禁煙の厳守	実施	未実施

㉞ 安全確保 <u>(実際に安全対策のために 行っている内容を記載する こと)</u>	安全対策	
	事故防止	
	緊急対策	
㉟ 利用者等への情報提供	サービス内容等の掲示	実施 未実施
	利用者への契約時の書面交付	実施 未実施
	利用予定者への契約内容等の説明	実施 未実施
㉝ 児童票の作成状況	有 (家庭状況 既往症 健康状況 成長記録 健康診断記録)	無
㉜ 帳簿の作成、整備状況	職員名簿 (履歴書) 有 無	児童利用状況表 有 無
	資格証明書 有 無	
	職員の雇用等状況がわかる書類 (雇用通知書、貸金台帳等)	有 無
㉚ <u>子どもの預かりサービスの マッチングサイト への登録状況</u>	マッチングサイトへの登録 <u>有 ・ 無</u> <u>→登録がある場合、マッチングサイト名およびURL</u>	
	サイト名	URL
	サイト名	URL
	サイト名	URL
㉠ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別 (受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)	有 ・ 無	(有の場合、その命令の内容) 事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 (: 年 月 日)

(添付書類)

- 1 (利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合) 利用形態別・年齢別料金がわかる書類
- 2 有資格者 (保育士、看護師、准看護師) について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- 3 認可外保育施設指導監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
- 4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類
- 5 パンフレットなど施設の運営状況を把握する上で参考となる資料

記載上の注意 (略)

改正前

㉔ ケガや病気の時の措置	保護者への連絡 医療機関への受診 その他 ()		
㉓ 職員の健康診断	採用時	実施 (事業所で実施 診断書の提出 その他)	未実施
	採用後	実施 (事業所で実施 診断書の提出 その他)	未実施
㉒ 検便	実施 (毎月 隔月 回/年)		未実施
㉑ 乳幼児突然死症候群に対する注意	睡眠中の乳幼児のきめ細かな観察	実施	未実施
	仰向け寝	実施	未実施
	禁煙の厳守	実施	未実施

㉞ 安全確保	○安全対策	適	不適
	実施内容 ()		
	○事故防止	適	不適
	実施内容 ()		
	○緊急時の対策	適	不適
実施内容 ()			
㉟ 利用者等への情報提供	サービス内容等の掲示	実施	未実施
	利用者への契約時の書面交付	実施	未実施
	利用予定者への契約内容等の説明	実施	未実施
㉝ 児童票の作成状況	有 (家庭状況 既往症 健康状況 成長記録 健康診断記録)	無	
㉜ 帳簿の作成、整備状況	職員名簿 (履歴書) 有 無	児童利用状況表 有 無	
	資格証明書 有 無		
	職員の雇用等状況がわかる書類 (雇用通知書、貸金台帳等)	有 無	
㉚ <u>子どもの預かりサービスの マッチングサイト のURL</u>	マッチングサイトへの登録 <u>有 ・ 無</u> <u>→登録がある場合、マッチングサイト名およびURL</u>		
	サイト名	URL	
	サイト名	URL	
	サイト名	URL	
㉠ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別 (受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)	有 ・ 無	(有の場合、その命令の内容) 事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 (: 年 月 日)	

(添付書類)

- 1 (利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合) 利用形態別・年齢別料金がわかる書類
- 2 有資格者 (保育士、看護師、准看護師) について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- 3 認可外保育施設指導監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
- 4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類
- 5 パンフレットなど施設の運営状況を把握する上で参考となる資料

記載上の注意 (略)

改正後

様式5 運営状況報告別紙(居宅訪問型保育事業用)※個人

改正前

新規

運営状況報告

○法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設用(個人) 令和 年 月 日現在

① 事業所の名称			
② 事業所の所在地	〒		Tel
	<small>(「ここおサーチ」へ電話番号掲載希望 <input type="checkbox"/>)</small> 最寄り駅 線 駅 徒歩 分		
③ 設置者名 (管理者名)			
④ 設置者住所	<small>※②事業所の所在地と同様の場合は記載不要</small> 〒		
	Tel		〒
⑤ 事業開始年月日	年 月 日		
⑥ 保育提供可能時間	通常保育提供可能時間	時間外保育提供可能時間	備考
	平日	日 時 ~ 日 時	
	土曜日	日 時 ~ 日 時	
	日・祝日	日 時 ~ 日 時	
⑦ 提供するサービス内容	・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳)	<small>※1) 0歳児の場合は、月前まで記入すること。</small>	
	・定期契約 (〃 歳 ~ 歳)		
	・一時預かり (〃 歳 ~ 歳)		
	・夜間保育 (〃 歳 ~ 歳)	<small>※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分遷すること。</small>	
	・24時間保育 (〃 歳 ~ 歳)		
・() (〃 歳 ~ 歳)			
⑧ 利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中夜間別		
	所得別 その他 () 設定なし		

改正後

改正前

年 齢 保育状況	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (小学生前)	学童	計
	7:00～8:59								
① 時間帯別の利用児童数 (月極め・定期契約・一時預かりを含めた延べ数で記入してください。)	9:00～16:59								
	17:00～17:59								
	18:00～18:59								
	19:00～19:59								
	20:00～21:59								
	22:00～23:59								
	0:00～6:59								
上記のうち主たる保育時間である11時間について再掲									
⑫ 保有する資格等 (該当するものにチェックを入れること)									
(内訳) <input type="checkbox"/> 保育士									
<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師									
<input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育研修 (基礎研修) 修了者									
<input type="checkbox"/> 子育て支援員研修 (地域保育コース) 修了者									
<input type="checkbox"/> 家庭的保育者等研修 (基礎研修) 修了者									
<input type="checkbox"/> (公社) 全国保育サービス協会 認定ベビーシッター									
<input type="checkbox"/> 基準で定めるその他の研修 (都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含まず) を修了した者 (研修名: _____)									
<input type="checkbox"/> 保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者 (資格取得または研修未受講の理由: _____)									
⑬ 研修等の受講状況 (該当するものにチェックを入れ、直近5年間の受講時期を記載すること)	研修名		受講時期		受講無し <input type="checkbox"/>				
	居宅訪問型保育基礎研修		年	月					
	子育て支援員研修 (地域保育コース)		年	月					
	家庭的保育基礎研修		年	月					
	(公社) 全国保育サービス協会 ベビーシッター養成研修及び現任研修		年	月					
その他 (_____)		年	月						
⑭ 保険加入状況	加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他 (_____)						
	※保険契約書別添	保険事故 (内 容)							
	未加入	保 險 金 額							
⑮ 提携医療機関	機 関 名								
	所 在 地								
	電 話 番 号								
	提携内容								
⑯ 保育計画の策定		有 (年間・月案・週案・デイリープログラム・行事予定・保育目標)							無
⑰ 研修等の参加状況		参加 (研修名等: _____)		年	月)			
		(研修名等: _____)		年	月)			
		(研修名等: _____)		年	月)			

改正後

改正前

⑮ 安全管理・事故防止の取組状況	安全管理・事故防止のための研修を定期的に受講している（年_____回）。		有	無
	安全管理・事故防止の手順やマニュアルを整備している。		有	無
⑯ 保護者との連絡状況	消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がとれるようにしている。		有	無
	連絡帳の作成		有	無
	緊急連絡表の作成 その他（_____）		有	無
⑰ 保護者及び利用希望者の事前の面接	実施 _____ 未実施 _____			
⑱ 利用開始時の健康状態観察	有（体温 _____ 排便 _____ 食事 _____ 睡眠 _____ 顔ぼう _____ その他）_____			無
⑳ 利用開始時の個別検査	有（服装 _____ 外傷 _____ 清潔 _____ 他 _____）_____			無
㉑ 児童の健康診断	利用開始時	診断書の提出 _____ 母子健康手帳で確認 _____		未実施
	利用開始後	診断書の提出 _____ 母子健康手帳で確認 _____ 回/年 _____		未実施
㉒ ケガや病気の時の措置	保護者への連絡 _____ 医療機関への受診 _____ その他（_____）_____			
㉓ 保育者の健康診断	受診（直近の受診時期：_____年_____月_____）_____			未受診
㉔ 検便	実施（毎月 _____ 隔月 _____ 回/年）_____			未実施
㉕ 乳幼児突然死症候群に対する注意	睡眠中の乳幼児のきめ細かな観察		実施	未実施
	仰向け寝		実施	未実施
	禁煙の厳守		実施	未実施

改正後

改正前

㉔ 安全確保 (実際に安全対策のために行っている内容を記載すること)	安全対策	
	事故防止	
	緊急対策	
㉕ 利用者等への情報提供	サービス内容等の提示	実施 未実施
	利用者への契約時の書面交付	実施 未実施
	利用予定者への契約内容等の説明	実施 未実施
㉖ 児童票の作成状況	有 (家庭状況 既往症 健康状況 成長記録 健康診断記録) 無	
㉗ 帳簿の作成、整備状況	資格証明書 有 無	児童利用状況表 有 無
	研修修了書 有 無	
㉘ 子どもの預かりサービス のマッチングサイトへの登録状況	マッチングサイトへの登録 有 ・ 無 →登録がある場合、マッチングサイト名およびURL	
	サイト名	URL
	サイト名	URL
	サイト名	URL
㉙ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別 (受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)	有 ・ 無	(有の場合、その命令の内容) 事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 (_____ : _____ 年 月 日)

(添付書類)

- 1 (利用料金の記載に当たり、当様式により難い場合) 利用形態別・年齢別料金がわかる書類
- 2 有資格者(保育士、看護師・准看護師)について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- 3 認可外保育施設指導監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
- 4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供されるサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類
- 5 パンフレットなど施設の運営状況を把握する上で参考となる資料

改正後

改正前

記載上の注意

- 【①】 居宅訪問型保育を行う者の氏名を記入してください。
- 居宅訪問型保育を行う者の居住地の住所・電話番号（ご連絡先）を記入してください。
- 【②】 （※個人の場合、「ここdeサーチ」に掲載されるのは市町村名までです。電話番号について「ここdeサーチ」に掲載を希望する場合は✓を入れてください。）
- 【③】 設置者名（管理者名）を記入してください。
- 【④】 ②事業所の名称と同じ場合は記入不要です。
- 【⑤】 事業を開始した年月日を記入してください。
- 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外保育提供可能時間は、通常の保育提供可能時間外で、利用者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入してください。
- 【⑦】 各サービスの定着は以下のとおりであり、専事業所において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。
- <月極契約>
利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。
- <定期契約>
利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）
- <一時預かり>
利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。
- <夜間保育>
午後 8 時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。
- <24時間保育>
24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。
- 【⑧】 利用料金の設定として、当てはまるもの全てを○で囲んでください。
- 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。
- 【⑨-①】 利用料金について、会員、非会員別、時間別別に記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。
- 【⑨-②】 運営状況報告記入日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みます。「学童」は運営状況報告記入日にあずかった小学生以上の児童数を記入してください。
- 【⑩】 運営状況報告記入日現在の満年齢により、年齢別の平均利用児童数を時間帯別に月極め・定期契約・一時預かりを含めた延べ数で記入してください。「学童」は小学生以上の児童数の平均利用児童数を記入してください。
- 【⑫・⑬】 保育に従事している職員の有資格者数並びに認可外保育施設指導監督基準第 1 の 2（2）で定める研修の修了者について記入してください。無資格または研修未受講の場合はその理由を記載してください。

改正後

改正前

- ~~【6】 保険加入状況については、利用児童に関する保険に限定すること。なお、保険会社との契約書類を添付してください。~~
- ~~【6】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。~~
- ~~【6】 保育者が受講した研修等の直近3回の参加状況について記入してください。~~
- ~~【8】 安全管理・事故防止の取組について、研修を受講している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）は、（ ）内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。~~
- ~~【8】 年1回の健康診断の実施の有無について記入すること。~~
- ~~【9】 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する事業所においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、事業所自らのウェブサイトを利用して、保護者と事業所とが相互に連絡する場合は除きます。~~
- ~~【9】 事業停止命令又は施設閉鎖命令は、法第59条第5項に規定する命令であり、法第59条の2に規定する業務を目的とする施設に対するものに限ります。~~

様式6 事故報告様式

教育・保育施設等事故報告書										
(様式6)								ver.4 (表面)		
基本情報										
事故報告回数				施設・事業所名称						
事故報告年月日				施設・事業所所在地						
事故報告自治体 <small>(都道府県・市区町村)</small>				施設・事業所代表者等						
施設・事業所種別				施設・事業所設置者等 <small>(社名・法人名・自治体名等)</small>						
認可・認可外の区分				施設・事業開始年月日 <small>(開設、認可、事業開始等)</small>						
事故に遭った子どもの情報										
子どもの年齢(月齢)				子どもの性別						
施設入所年月日 <small>(入園年月日、事業利用開始年月日等)</small>				所属クラス等						
特記事項 <small>(事故と関与関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)</small>										
事故発生時の状況										
事故発生年月日				事故発生時間帯						
事故発生場所				事故発生クラス等						
事故発生時の子どもの人数				事故発生時の教育・保育等従事者数	うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等					
事故発生時の子どもの人数の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	その他		
事故発生時の状況										
事故の誘因										
事故の転帰										
(死亡の場合)死因										
(負傷の場合)受傷部位										
(負傷の場合)負傷状況										
診断名、病状、病院名	診断名									
	病状									
	病院名									
事故の発生状況 <small>(当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)</small>										
事故発生後の対応 <small>(報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)、第2報以降で追記。)</small>										

※ 第1報は、本報告書(表面)を記載して報告してください。
 ※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。
 ※ 第2報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。
 ※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。
 ※ 意識不明事故に該当しないものの、意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。
 ※ 「(負傷の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。
 ※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

様式6 事故報告様式

教育・保育施設等 事故報告様式 (Ver.2) *水色枠内はプルダウンメニューから選択してください【別紙4】										
事故報告日				報告回数						
認可・認可外				施設・事業種別						
自治体名 <small>(都道府県・市区町村)</small>				施設名						
所在地				開設(認可)年月日						
設置者 <small>(社名・法人名・自治体名等)</small>				代表者名						
在籍子ども数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	合計		
教育・保育従事者数				名	うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士					名
うち常勤教育・保育従事者				名	うち常勤保育教諭・幼稚園教諭・保育士					名
保育室等の面積	乳児室	m ²	ほふく室	m ²	保育室	m ²	遊戯室	m ²		
発生時の体制	異年齢構成の場合の内訳	0歳	名	1歳	名	2歳	名	3歳	名	
		4歳	名	5歳以上	名	学童	名			
事故発生日				事故発生時間帯						
子どもの年齢(月齢)	所属クラス				入園・入所年月日					
子どもの性別				事故誘因						
事故の転帰				(負傷の場合)負傷状況						
(死亡の場合)死因				(負傷の場合)受傷部位						
病状・死因等 (既往歴)	【診断名】									
	【病状】									
	【既往症】		病院名							
特記事項 <small>(事故と関与関係がある場合に、身長、体重、既往歴・持病・アレルギー、発育・発達状況、発生時の天候等を記載。)</small>										
発生場所										
発生時状況										
発生状況 <small>(当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記載。第1報においては可能な範囲で記入し、2報以降で修正すること。)</small>										
当該事故に特微的な事項										
発生後の対応 <small>(報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)を含む。)</small>										

※ 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の原因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。
 ※ 第2報報告に当たっては、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。
 ※ 記載欄は適宜広げて記載してください。
 ※ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。
 ※ 発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

教育・保育施設等事故報告書				ver.4 (裏面)
ソフト面				
事故防止マニュアル	具体的内容			
事故防止に関する研修	実施頻度 (回/年)	具体的内容		
職員配置	具体的内容			
その他の要因・分析・特記事項				
改善策【必須】				
ハード面				
施設の安全点検	実施頻度 (回/年)	具体的内容		
遊具の安全点検	実施頻度 (回/年)	具体的内容		
玩具の安全点検	実施頻度 (回/年)	具体的内容		
その他の要因・分析・特記事項				
改善策【必須】				
環境面				
教育・保育の状況	具体的内容			
その他の要因・分析・特記事項				
改善策【必須】				
人的面				
対象児の動き	具体的内容			
担当職員の動き	具体的内容			
他の職員の動き	具体的内容			
その他の要因・分析・特記事項				
改善策【必須】				
自治体コメント【必須】				
(自治体による事故発生の原因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しなくても可い。)				
【施設・事業所別の報告先】				
① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く)、特定地域型保育事業、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。) → ことば家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係 (ninkagaihokushisetsu.shidou@cfa.go.jp)				
② 幼稚園、幼稚園型認定こども園 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係 (anzen@mext.go.jp)				
③ 特別支援学校幼稚部 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係 (anzen@mext.go.jp)				
④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) → ことば家庭庁成育局成育環境課健全育成係 (seisakuankyou.kenzen@cfa.go.jp)				
⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、子育て支援 → ことば家庭庁成育局成育環境課家庭支援係 (seisakuankyou.katei@cfa.go.jp)				
⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) → ことば家庭庁成育局成育環境課子育て支援係 (seisakuankyou.koodate@cfa.go.jp)				
【全施設・事業所共通の報告先】				
→ 消費者庁消費者安全課 (isyoushisya.anzen@caa.go.jp)				
※【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。				
※裏面の記載事項は、大半部分を公表する予定であるため、個人情報(対象児氏名、搬送先病院名等)は記載しないでください。				

教育・保育施設等 事故報告様式【事故再発防止に資する要因分析】		
要因	分析項目	記載欄【選択肢の具体的内容を記載】
ソフト面 (マニュアル、研修、職員配置等)	事故予防マニュアルの有無	【具体的内容記載欄】
	事故予防に関する研修	実施頻度()回/年 【具体的内容記載欄】
	職員配置	【具体的内容記載欄】
	その他考えられる要因・分析、特記事項	
改善策【必須】		
ハード面 (施設、設備等)	施設の安全点検	実施頻度()回/年 【具体的内容記載欄】
	遊具の安全点検	実施頻度()回/年 【具体的内容記載欄】
	玩具の安全点検	実施頻度()回/年 【具体的内容記載欄】
	その他考えられる要因・分析、特記事項	
改善策【必須】		
環境面 (教育・保育の状況等)	教育・保育の状況	
	その他考えられる要因・分析、特記事項	
	改善策【必須】	
人的面 (担当保育教諭・幼保連携施設・保育士、保育従事者、職員の状況)	対象児の動き	【具体的内容記載欄】
	担当職員の動き	【具体的内容記載欄】
	他の職員の動き	【具体的内容記載欄】
	その他考えられる要因・分析、特記事項	
改善策【必須】		
その他	その他考えられる要因・分析、特記事項	
	改善策【必須】	
【所管自治体必須記載欄】		
事故発生時の要因分析に係る自治体コメント ※事業者(者)は記載しないでください。		
【事故報告様式送付先】 ●特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。))について ・ことば家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室 (Email: ninkagaihokushisetsu.shidou@cfa.go.jp) ●幼稚園、幼稚園型認定こども園について ・文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 (Email: anzen@mext.go.jp) ・文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 (Email: youji@mext.go.jp) ●特別支援学校幼稚部について ・文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 (Email: anzen@mext.go.jp) ・文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 (Email: toku-sidou@mext.go.jp)		
●こちらへも報告してください ・消費者庁 消費者安全課 (Email: isyoushisya.anzen@caa.go.jp)		

改正後

改正前

様式第8号（第10条関係）

番 号
日 付

福岡県基準適合届出保育施設証明書

〇〇施設設置者、管理者 殿

福岡県知事 (氏 名) 印

貴殿の設置(管理)する〇〇〇〇については、認可外保育施設指導監督基準(1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設に係るものに限る。)を満たした「福岡県基準適合届出保育施設」であることを証明します。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 事業開始年月日
- 4 設置者
- 5 管理者(施設長)
- 6 交付年月日

注1 この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあっては従前の証明書を返還してください。

2 この証明書の有効期間は、交付年月日から県の立入調査等により認可外保育施設指導監督基準を満たさなくなったと認められ、証明書の返還を求められた日の前日までです。

様式第8号（第10条関係）

番 号
日 付

福岡県基準適合届出保育施設証明書

〇〇施設設置者、管理者 殿

福岡県知事 印

貴殿の設置(管理)する〇〇〇〇については、認可外保育施設指導監督基準(1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設に係るものに限る。)を満たした「福岡県基準適合届出保育施設」であることを証明します。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 事業開始年月日
- 4 設置者
- 5 管理者(施設長)
- 6 交付年月日

注1 この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあっては従前の証明書を返還してください。

2 この証明書の有効期間は、交付年月日から県の立入調査等により認可外保育施設指導監督基準を満たさなくなったと認められ、証明書の返還を求められた日の前日までです。

改正後

改正前

様式第9号（第10条関係）

番 号
日 付

福岡県基準適合届出保育施設証明書

〇〇施設設置者、管理者 殿

福岡県知事 （氏名） 印

貴殿の設置（管理）する〇〇〇〇については、認可外保育施設指導監督基準（法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。））を満たした「福岡県基準適合届出保育施設」であることを証明します。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 事業開始年月日
- 4 設置者
- 5 管理者（施設長）
- 6 交付年月日

注1 この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては従前の証明書を返還してください。
2 この証明書の有効期間は、交付年月日から県の立入調査等により認可外保育施設指導監督基準を満たさなくなったと認められ、証明書の返還を求められた日の前日までです。

様式第9号（第10条関係）

番 号
日 付

福岡県基準適合届出保育施設証明書

〇〇施設設置者、管理者 殿

福岡県知事 印

貴殿の設置（管理）する〇〇〇〇については、認可外保育施設指導監督基準（法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。））を満たした「福岡県基準適合届出保育施設」であることを証明します。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 事業開始年月日
- 4 設置者
- 5 管理者（施設長）
- 6 交付年月日

注1 この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては従前の証明書を返還してください。
2 この証明書の有効期間は、交付年月日から県の立入調査等により認可外保育施設指導監督基準を満たさなくなったと認められ、証明書の返還を求められた日の前日までです。

改正後

改正前

様式第10号（第10条関係）

番 号
日 付

福岡県基準適合届出保育施設証明書

〇〇施設設置者、管理者 殿

福岡県知事 （氏名） 印

貴殿の設置（管理）する〇〇〇〇については、認可外保育施設指導監督基（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。））を満たした「福岡県基準適合届出保育施設」であることを証明します。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 事業開始年月日
- 4 設置者
- 5 管理者（施設長）
- 6 交付年月日

注1 この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては従前の証明書を返還してください。

- 2 この証明書の有効期間は、交付年月日から県の立入調査等により認可外保育施設指導監督基準を満たさなくなったと認められ、証明書の返還を求められた日の前日までです。

様式第10号（第10条関係）

番 号
日 付

福岡県基準適合届出保育施設証明書

〇〇施設設置者、管理者 殿

福岡県知事 印

貴殿の設置（管理）する〇〇〇〇については、認可外保育施設指導監督基（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。））を満たした「福岡県基準適合届出保育施設」であることを証明します。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 事業開始年月日
- 4 設置者
- 5 管理者（施設長）
- 6 交付年月日

注1 この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては従前の証明書を返還してください。

- 2 この証明書の有効期間は、交付年月日から県の立入調査等により認可外保育施設指導監督基準を満たさなくなったと認められ、証明書の返還を求められた日の前日までです。

改正後

改正前

様式第11号（第10条関係）

番 号
日 付

福岡県基準適合届出保育施設証明書

〇〇施設設置者、管理者 殿

福岡県知事 （氏名） 印

貴殿の設置（管理）する〇〇〇〇については、認可外保育施設指導監督基（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。））を満たした「福岡県基準適合届出保育施設」であることを証明します。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 事業開始年月日
- 4 設置者
- 5 管理者（施設長）
- 6 交付年月日

注1 この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては従前の証明書を返還してください。

2 この証明書の有効期間は、交付年月日から県の立入調査等により認可外保育施設指導監督基準を満たさなくなつたと認められ、証明書の返還を求められた日の前日までです。

様式第11号（第10条関係）

番 号
日 付

福岡県基準適合届出保育施設証明書

〇〇施設設置者、管理者 殿

福岡県知事 印

貴殿の設置（管理）する〇〇〇〇については、認可外保育施設指導監督基（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。））を満たした「福岡県基準適合届出保育施設」であることを証明します。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 事業開始年月日
- 4 設置者
- 5 管理者（施設長）
- 6 交付年月日

注1 この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては従前の証明書を返還してください。

2 この証明書の有効期間は、交付年月日から県の立入調査等により認可外保育施設指導監督基準を満たさなくなつたと認められ、証明書の返還を求められた日の前日までです。